

「碍」の字表記問題再考 (24) 仏教にみる障害者像

碍の字を常用漢字表に追加し、「障碍（礙）者」の表記に変更を望む声に対して政府が出した見解は不可であった。その根拠を『法華経』の「譬喩品第三」において確認したが、他の章でも多く記述が見られる。「障碍」は仏教用語であり、意味は「悪魔、怨霊などによるさまたげ。」（『広説佛教語大辞典』）である。それを用いて「障碍（礙）者」とする表記は政府として到底認められないのである。

『法華経』の中には、障害に関する表記が随所に見られるが、今回はさらに内容について掘り下げていきたい。

まず、「譬喩品第三」での障害を表わす表記と意味について、再度確認しておく。

聾聵無足宛轉腹行爲諸小蟲之所啖食晝夜受苦無有休息謗斯經故獲罪如是若得爲人諸根闇鈍矜躄盲聾背偻有所言說人不信受口氣常臭鬼魅所著貧窮下賤爲人所使多病痠瘦無所依怙雖親附人人不在意若有所得尋復忘失若修醫道順方治病更增他疾或復致死若自有病無人救療設服良藥而復增劇若他反逆抄劫竊盜如是等罪橫羅其殃如斯罪人永不見佛衆聖之王說法教化如斯罪人常生難處狂聾心亂永聞法於無數劫如恒河沙生輒聾瘂諸根不具常處地獄如遊園觀在餘惡道如己舍宅駝驢猪狗是其行處謗斯經故獲罪如是若得爲人聾盲瘂瘂貧窮諸衰以自莊嚴水腫乾疥疥癩癰疽如是等病以爲衣服身常臭處穢不淨深著我見增益嗔恚姪欲熾盛不擇禽獸謗斯經故獲罪如是

ここに記された表記は「聾、盲、聾、背偻、瘂瘂」である。盲、聾は今も用いられている表記であるが、それ以外は現在のわが国では不適當用語、差別用語となっている。

内容は次の通りである。（『法華経現代語訳（全）』に依る）

『法華経』を誹り、非難する者、あるいは経典を誦誦し、写経する者、あるいは保持するのを見て、その者を軽んじて賤しめ、憎みそねんで、長い間怨みをいだく者があるならば、罪にあたる報いを受けなさい。そのような者は、命が終われば、「阿鼻地獄」に陥るであろう。たとえ地獄から出られても、必ず畜生道に墜ちるに違いない。もし犬か狐となれば、その形は色がはげて、瘦せており、色が黒く、疥癩などのできものができ、人間にもてあそばれ、あるいはまた人間から悪み賤しめられ、つねに飢えとどの渴きに苦しんで、骨も肉もやつれはてるだろう。仏となり得る種子を断ちきってしまうがゆえに、この罪となる報いを受けるのである。

さらに鱗の身体を受け、その大きさは500由（1 ヨージアナ＝約12.8km）もある。この動物は足がなく、くねくねと腹ばいして行き、昼も夜も苦しみを受けて、休息するひまもない。

もしも人として生まれることができたとしても、多くの素質は暗く鈍くて、聾、盲、聾、背偻となるであろう。何か口にして説くことがあっても、人は信じて受け入れようとはしない。口から出る息は常に臭くて、鬼魅に取り付かれ、貧乏で困窮し、下賤であり、他人に使われ、多くの病があって、やつれて、瘦せており、頼るところがない。たとえ誰か人に親しく、くっついていても、その人は彼のことなど心においていない。

以上である。釈尊の説法は、人々の理解度に応じて、比喩を多く用いて説き、分かりやすく、親しみのある内容だといわれている。この「譬喩品第三」はすべての人間の救済を説き、その救済とはどういう意味なのかを懇懇と説いているが、その題材に障害のある人を登場させているのである。表記もさることながら、内容は因果応報の比喩で教えを示し、その結果として障害のある人の存在を説いている。この部分は現在のわが国の人権感覚においては、決して受け止めることができない凄まじい、差別的な記述である。

このほか、「安樂行品第十四」の章では性的障害に関する表記が次のように記されている。

文殊師利又菩薩摩訶薩不応於女人身取能欲想生相而爲說法亦不樂見若入他家不与少女処女寡女等共語亦復不近五種不男之人以爲親厚不独入他家若有因縁須独入時但一心念仏

ここに表記されている「五種不男」とは、「五種類の男根不具の者。」（『広説佛教語大辞典』）となっている。現代で言えば、性機能に障害のある人を意味し、「これらの人は菩提心を壊し乱すために親近すべきでない」と記されているのである。また、この他にも、近寄ることを禁ずる対象者を示す表記がみられる。

亦莫親近屠兒魁膾攷獵魚捕爲利殺販肉自活街売女色如是之人皆勿親近

ここに書かれていることは、「屠殺業者や獣魚肉を切るひとや、鳥獸を捕え、つかまえるひとや、利益のために殺害するものなどには、親しみ近づいてはならない。肉を売って自ら生活し、あるいは女色を見せびらかして売る、このようなひとには、みな、親しみ近づいてはならない。」という意味である。

また、「隨喜功德品第十八」では、「唾」の表記が確認できる。

阿逸多若復有人語余人言有經名法華可共往聽即受其教乃至須臾聞是人功德身轉得陀羅尼菩薩共生一処利根智水百千万世終不唾口氣不臭舌常無病口亦無病菌不垢黑不黃不疎

ここでは、「百千万の世代にわたって、唾になることがなく、口から出る息が臭くなく、舌に常に病気がなく、口にもまた病気がないであろう。また歯は垢がついて黒くなることなく、黄色でもなく」という意味の記述となっている。

「法師功德品第十九」では、「もしも懐妊したものがあって、その児が未だ男児か女児であるか、かたわであるか、人間でないものとして生まれるかがわからない場合に、香をかいで、ことごとく知るであろう。香りをかぐ力をもって、はじめて懐妊したこと、成功するか、成功しないか、安樂によい子を生むであろうかを知るであろう。」といった文言が記されている。

若有懐妊者未弁其男女無根及非人聞香悉能知

今回、『法華経』の中における障害に関する記述を拾い出し、その表記、意味、内容について縷々検証したが、現代語訳するには憚れる内容ばかりである。

[引用・参考文献]

- 三枝充『法華経現代語訳（全）』第三文明社、1978年。
- 菅野日彰『法華経・永遠の教え』大法輪閣、2006年。
- 植木雅俊『差別の超克』講談社学術文庫、2018年。
- 植木雅俊『日蓮の手紙』NHK出版、2022年。